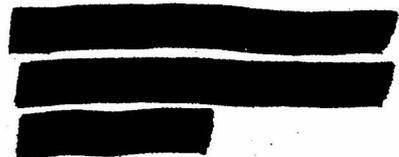


裁 決 書

審査請求人



大野城市曙町2丁目2-1

処 分 庁 大野城市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成21年12月17日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の請求人に対する本件処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというもので、その理由として請求人は、次のとおり主張しているものと解されます。

平成14年から平成19年まで生活保護を受給していたときに算定されていた障害者加算が、現在受給している保護費では算定されておらず、住宅扶助額も減額されており、速やかに改善すること。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりです。

障害者加算については、以前の保護受給中は年金証書の提示があり、厚生障害年金2級の受給が確認できたが、今回の申請にあたっては、他に障害の程度を判定できる書類の提示がなされなかったため、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下

「局長通知」という。)第7の2の(2)のエ(ア)により加算しなかったものである。

住宅扶助に係る特別基準の設定については、転居を前提とした相談を受けていたことから特別基準設定の必要はないと判断した。また、今回申請においては、ゴミが山積みとなって住宅内に立ち入ることができないため、局長通知第7の4の(1)のオにより、真にやむを得ない状態であると判断できず、認定しなかったものである。

以上、法及び局長通知に基づき本件処分を行ったものであり、本件処分について違法又は不当な点はない。

第3 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

- 1 平成14年12月から平成19年12月31日まで
請求人は、生活保護を受給していたこと。

その際、請求人は、身体障害者手帳を所持していたこと。

昭和52年9月9日交付 平成14年8月5日再交付

福岡県第 [REDACTED] 号

表記 四の3 等級 四級

障害名 右下肢切断

処分庁は、請求人が厚生障害年金2級月額104,941円を受給していることを確認したこと。

また、処分庁は、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)別表第1第2章の2(2)イに該当するとして、請求人に対し、障害者加算を認定していたこと。

さらに、処分庁は、請求人世帯に係る住宅扶助について、当該地域の平均家賃額等住宅事情を検討した結果、平成15年4月1日から局長通知第7の4の(1)のオに基づき、特別基準を設定し、実家賃額40,000円を認定していたこと。

- 2 平成21年6月8日

請求人は、処分庁に対し、請求人及び請求人の長男の2人世帯として、生活保護申請を行ったこと。

- 3 平成21年6月19日

処分庁は、世帯の状況調査のため、請求人宅を訪問し、玄関より先に物(箱・雑誌・袋等)があったことのみを理由に、室内に入らず、部屋の状況を確認しなかったこと。

請求人は、大家から退去するように言われている旨述べたところ、処分庁は、このような状況で転居は認められない旨説明したこと。

- 4 平成21年6月29日

処分庁は、最低生活維持困難を理由に、保護申請受理日の平成21年6月8日



付けで保護開始を決定したこと。また、処分庁は、請求人の厚生障害年金の本来支給月額が103,366円であること及び年金担保引去り後の実支給額が月額38,366円であることを確認していたこと。

5 平成21年10月29日

処分庁は、次のとおり平成21年11月1日付け本件処分を決定したこと。

請求人の同年11月分の最低生活費は、生活扶助費112,900円、住宅扶助費32,000円、計144,900円、収入充当額は38,366円と算定し、障害者加算は認定していなかったこと、その結果、最低生活費から収入充当額を差し引いた106,534円を請求人世帯の同月分の保護費としたこと。

6 平成21年12月17日

請求人は、審査請求を提起したこと。

第4 審査庁の判断

1 障害者加算に関する関係通知について

保護基準では、

「(1) 加算額 (月額) 在宅者2級地

(中略)

(2) のイに該当する者 16,650円

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

(中略)

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者。(以下、省略)」

と定められています。(別表第1第2章の2)

また、局長通知は、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と規定しています(第7の2の(2)のエ)。

2 住宅扶助特別基準に関する関係通知について

保護基準では、家賃・間代・地代等の月額を13,000円以内(1級地及び2級地)と定め(別表第3の1)、さらに「当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県(以下省略)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定め(別表第3の2)、請求人の居住する大野城市における額は、32,000円となっています。

また、局長通知は、「保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額(以下「限度額」という。)によりがたい家賃、間代、地代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額(7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。」と規定しています(第7

の4の(1)のオ)。

3 本件処分について

前記審査請求の理由及び処分庁の弁明から、本件の争点は、障害者加算の算定及び住宅扶助の特別基準の認定であると思料されますので、以下検討します。

(1) 障害者加算について

処分庁は、前記認定事実のとおり、前回保護受給中は、請求人が厚生障害年金2級月額104,941円を受給中であることを確認し、障害者加算を認定しています(第3の1)。しかし、今回、処分庁は、請求人の厚生障害年金の本来支給月額が103,366円であることを確認しており(第3の4)、支給金額から判断し、前回と障害等級の変更があっていないことは容易に推察できたにもかかわらず、障害の程度を判定できる書類の提示がなされなかったという理由のみで、同加算を認定していません。よって、厚生障害年金の障害等級を確認せず行われた本件処分は不適切であると言わざるを得ません。

(2) 住宅扶助特別基準について

処分庁は、前記認定事実のとおり、請求人世帯に係る住宅扶助特別基準は、前回保護受給中は認定していたにもかかわらず(第3の1)、今回は転居を前提とした相談を受けていたこと及び住宅内に立ち入ることができなかった(第3の3)という理由で、真にやむを得ない状態であると判断できず特別基準を設定しなかった旨、主張していますが、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものに該当するか否か等について、検討した事実も全くうかがえないことから、処分庁の主張は採用することはできません。

よって、処分庁の調査が不十分であったこと及び特別基準の設定に係る検討が実施されていないことから、本件処分が相当でなかったと言わざるを得ません。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由があるので行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成22年5月26日

福岡県知事 麻 生

